

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 6 月 1 日

株式会社クレディセゾン
株式会社セゾンパーソナルプラス

2023年6月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社クレディセゾン

代表取締役(兼)社長執行役員 COO 水野克己

東京都豊島区東池袋一丁目33番8号

株式会社セゾンパーソナルプラス

代表取締役社長 嶋田かおり

株式会社クレディセゾンを吸収分割会社、株式会社セゾンパーソナルプラスを吸収分割承継会社とする吸収分割手続(以下「本件吸収分割」といいます。)に関する、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 吸収分割会社における株主の差止請求に関する手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

3. 吸収分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

4. 吸収分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

5. 吸収分割会社における債権者保護手続の経過

会社法第789条第2項に基づき、2023年4月26日付の官報及び同日からの電子公告にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第789条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収分割承継会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第796条の2に基づき、吸収分割承継会社に対して本件吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

7. 吸収分割承継会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づく略式吸収分割であり、吸収分割承継会社の株主はその特別支配会社である株式会社クレディセゾンのみであるため、該当事項はありません。

8. 吸収分割承継会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項に基づき、2023 年 4 月 26 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ 2023 年 4 月 26 日までに知れている債権者に対し各別の催告を行いました。会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 6 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約書の定めに従い給与受取（前払い）サービス『Advanced pay SAISON』及び振込代行サービス『セゾンスmart振込サービス』の事業に関する権利義務を承継いたしました。

10. 吸収分割による変更の登記をした日

2023 年 6 月 14 日を予定しています。

11. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上